

定期生命共済事業細則新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>(共済契約の型)            第2条 <b>〔中略〕</b>            3. 65歳以上専用年満期型は、第19条（移行契約）の規定によりこの会の実施する生命共済（以下「生命共済」といいます。）から移行する場合に限って契約を締結<u>することができます</u>。            4. 別表第1「共済契約の型」第5項第1号に定める型のうち男性1型、および同第2号に定める型のうち女性1型は、第19条（移行契約）の規定により生命共済から移行する場合に限って契約を締結<u>することができます</u>。なお、男性1型または女性1型の契約締結後は、別表第1「共済契約の型」第5項第3号および第4号に定める型を付帯または追加することはできません。</p>	<p>(共済契約の型)            第2条 <b>〔中略〕</b>            3. 65歳以上専用年満期型は、第19条（移行契約）の規定によりこの会の実施する生命共済（以下「生命共済」といいます。）から移行する場合に限って契約を締結<u>できるものとします</u>。            4. 別表第1「共済契約の型」第5項第1号に定める型のうち男性1型、および同第2号に定める型のうち女性1型は、第19条（移行契約）の規定により生命共済から移行する場合に限って契約を締結<u>できるものとします</u>。なお、男性1型または女性1型の契約締結後は、別表第1「共済契約の型」第5項第3号および第4号に定める型を付帯または追加することはできません。</p>
<p>(被共済者となることができない職業)            第5条 規約第7条（被共済者の範囲）第4項に定める「細則に定める被共済者となることができない職業」とは、次の各号<u>のとおりです</u>。            (1) オートテスター（自動車・オートバイ）その他これに類するもの            (2) 自動車競走選手、オートバイ競走選手、その他これに類するもの            (3) その他前2号と同程度に危険性が高い職業に従事するもの  <b>〔以下略〕</b></p>	<p>(被共済者となることができない職業)            第5条 規約第7条（被共済者の範囲）第4項に定める「細則に定める被共済者となることができない職業」とは、次の各号<u>に定めるものとします</u>。            (1) オートテスター（自動車・オートバイ）その他これに類するもの            (2) 自動車競走選手、オートバイ競走選手、その他これに類するもの            (3) その他前2号と同程度に危険性が高い職業に従事するもの  <b>〔以下略〕</b></p>
<p>(共済金額を制限する職業)            第6条 規約第44条（基本契約共済金額）第3項、第49条（疾</p>	<p>(共済金額を制限する職業)            第6条 規約第44条（基本契約共済金額）第3項、第49条（疾</p>

新条文	旧条文
<p>病入院特約共済金額)第3項、第59条(疾病手術特約共済金額)第3項、第68条(災害入院特約共済金額)第3項および第78条(災害手術特約共済金額)第3項の「細則に定める共済金額を制限する職業」とは、次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 前条に定める職業以外のスポーツ競技を職業とするもの</p> <p>(2) 登山家、登山ガイド</p> <p>(3) 潜水、潜函、サルベージ等に従事するもの</p> <p>(4) 木材、石材、土砂、砂利の採取、運搬に従事するもの</p> <p>(5) 坑内、隧道(トンネル)内作業に従事するもの</p> <p>(6) ハイヤー、タクシー運転手</p> <p>(7) その他前6号と同程度に危険性が高い職業に従事するもの</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>病入院特約共済金額)第3項、第59条(疾病手術特約共済金額)第3項、第68条(災害入院特約共済金額)第3項および第78条(災害手術特約共済金額)第3項の「細則に定める共済金額を制限する職業」とは、次の各号に<u>定めるものとします</u>。</p> <p>(1) 前条に定める職業以外のスポーツ競技を職業とするもの</p> <p>(2) 登山家、登山ガイド</p> <p>(3) 潜水、潜函、サルベージ等に従事するもの</p> <p>(4) 木材、石材、土砂、砂利の採取、運搬に従事するもの</p> <p>(5) 坑内、隧道(トンネル)内作業に従事するもの</p> <p>(6) ハイヤー、タクシー運転手</p> <p>(7) その他前6号と同程度に危険性が高い職業に従事するもの</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>(共済契約の申込みの撤回)</p> <p>第8条 規約第12条(共済契約の申込み)第5項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面またはこの会の定める電磁的方法により次の各号の内容および申込みを<u>取り消す</u>旨をこの会に示すものとします。</p> <p>(1) 基本契約および特約の共済金額</p> <p>(2) 申込日</p> <p>(3) 共済契約申込者の氏名および住所</p> <p>(4) 被共済者の氏名</p>	<p>(共済契約の申込みの撤回)</p> <p>第8条 規約第12条(共済契約の申込み)第5項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面またはこの会の定める電磁的方法により次の各号の内容および申込みを<u>取消す</u>旨をこの会に示すものとします。</p> <p>(1) 基本契約および特約の共済金額</p> <p>(2) 申込日</p> <p>(3) 共済契約申込者の氏名および住所</p> <p>(4) 被共済者の氏名</p>
<p>(生年月日および性別の訂正)</p>	<p>(生年月日および性別の訂正)</p>

新条文	旧条文
<p>第9条 規約第12条（共済契約の申込み）第7項における「細則に定める方法」とは、次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 生命型、入院付生命型または65歳以上専用年満期型 この会は、被共済者の正しい生年月日または性別にもとづいて共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた<b>〔削除〕</b>共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に払い戻し、または不足分を追徴します。</p> <p>(2) 65歳以上専用歳満期型 被共済者の生年月日が誤っていた場合、この会は、正しい生年月日にもとづいて共済期間の満了日を訂正します。性別に誤りがあり本来選択できない共済契約の型で共済契約を締結していた場合、この会は、正しい性別にもとづいて共済契約の型を訂正します。いずれの場合も、すでに払い込まれた共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に払い戻し、または不足分を追徴します。</p>	<p>第9条 規約第12条（共済契約の申込み）第7項における「細則に定める方法」とは、次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 生命型、入院付生命型または65歳以上専用年満期型 この会は、被共済者の正しい生年月日または性別にもとづいて共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた<b>当該共済契約の</b>共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に払い戻し、または不足分を追徴します。</p> <p>(2) 65歳以上専用歳満期型 被共済者の生年月日が誤っていた場合、この会は、正しい生年月日にもとづいて共済期間の満了日を訂正します。性別に誤りがあり本来選択できない共済契約の型で共済契約を締結していた場合、この会は、正しい性別にもとづいて共済契約の型を訂正します。いずれの場合も、すでに払い込まれた共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に払い戻し、または不足分を追徴します。</p>
<p>(条件付加入制度)</p> <p>第11条 <b>〔中略〕</b></p> <p>2. 前項の規定により共済契約を<b>申し込む</b>場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。また、共済契約申込者は、あわせて免責に関する同意書を提出することを要します。</p> <p>3. 規約第15条（共済契約の更新および更改）の規定により共済契約を締結するにあたって、更新前または更改前の契約が<b>〔削除〕</b>条件付加入契約<b>〔削除〕</b>である場合には、更新契約および更改契約においても引き続き同一</p>	<p>(条件付加入制度)</p> <p>第11条 <b>〔中略〕</b></p> <p>2. 前項の規定により共済契約を<b>申込み</b>場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。また、共済契約申込者は、あわせて免責に関する同意書を提出することを要します。</p> <p>3. 規約第15条（共済契約の更新および更改）の規定により共済契約を締結するにあたって、更新前または更改前の契約が<b>「条件付加入契約」</b>である場合には、更新契約および更改契約においても引き続き同一内容の条件を付し</p>

新条文	旧条文
<p>内容の条件を付します。条件を付す期間については、<b>〔削除〕</b>条件付加入契約<b>〔削除〕</b>の申込日から起算します。また、第19条（移行契約）に定める移行契約の締結時と同様の取扱いとします。</p> <p>4. 規約第51条（疾病入院共済金）第9項および第57条（歳満期型疾病入院共済金）第9項の規定にかかわらず、<b>〔削除〕</b>条件付加入契約<b>〔削除〕</b>の被共済者が、次の各号のいずれかに該当する場合、免責に同意している疾病（以下「免責疾病」といいます。）以外の疾病による入院期間について共済金を支払います。</p> <p>(1) <b>〔削除〕</b>免責疾病<b>〔削除〕</b>による入院を開始したときに<b>〔削除〕</b>免責疾病<b>〔削除〕</b>以外の疾病を併発していたとき</p> <p>(2) <b>〔削除〕</b>免責疾病<b>〔削除〕</b>による入院中に、<b>〔削除〕</b>免責疾病<b>〔削除〕</b>以外の疾病を併発したとき</p>	<p>ます。条件を付す期間については、<b>〔条件付加入契約〕</b>の申込日から起算します。また、第19条（移行契約）に定める移行契約の締結時と同様の取扱いとします。</p> <p>4. 規約第51条（疾病入院共済金）第9項および第57条（歳満期型疾病入院共済金）第9項の規定にかかわらず、<b>〔条件付加入契約〕</b>の被共済者が、次の各号のいずれかに該当する場合、免責に同意している疾病（以下「免責疾病」といいます。）以外の疾病による入院期間について共済金を支払います。</p> <p>(1) <b>〔免責疾病〕</b>による入院を開始したときに<b>〔免責疾病〕</b>以外の疾病を併発していたとき</p> <p>(2) <b>〔免責疾病〕</b>による入院中に、<b>〔免責疾病〕</b>以外の疾病を併発したとき</p>
<p>（特定疾病加入制度）</p> <p>第12条 <b>〔中略〕</b></p> <p>2. 前項の規定により共済契約を<b>申し込む</b>場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。</p>	<p>（特定疾病加入制度）</p> <p>第12条 <b>〔中略〕</b></p> <p>2. 前項の規定により共済契約を<b>申し込む</b>場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。</p>
<p>（特例加入制度）</p> <p>第13条 共済契約者は、次の各号のいずれかに該当する共済契約の被共済者について、65歳以上専用歳満期型の契約を申し込む場合には、当該共済契約を解約することなく、<b>あらたに</b>所定の型で共済契約を締結すること（以下「特例加入制度」といいます。）ができます。申込み</p>	<p>（特例加入制度）</p> <p>第13条 共済契約者は、次の各号のいずれかに該当する共済契約の被共済者について、65歳以上専用歳満期型の契約を申し込む場合には、当該共済契約を解約することなく、<b>新たに</b>所定の型で共済契約を締結すること（以下「特例加入制度」といいます。）ができます。申込みにあたって</p>

新条文	旧条文
<p>にあたっては規約第 12 条（共済契約の申込み）および規約第 13 条（共済契約申込みの諾否）の規定を準用します。</p> <p>(1) 2017 年 9 月 1 日以前に発効した、共済期間 15 年または共済期間 20 年の 65 歳以上専用年満期型</p> <p>(2) 2017 年 9 月 1 日以前に発効した、生命共済事業にかかる共済契約のうち S 1200 型または S 3000 型</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>は規約第 12 条（共済契約の申込み）および規約第 13 条（共済契約申込みの諾否）の規定を準用します。</p> <p>(1) 2017 年 9 月 1 日以前に発効した、共済期間 15 年または共済期間 20 年の 65 歳以上専用年満期型</p> <p>(2) 2017 年 9 月 1 日以前に発効した、生命共済事業にかかる共済契約のうち S 1200 型または S 3000 型</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>(共済掛金が未払となった場合の払込票扱い)</p> <p>第 14 条 共済契約者は、規約第 12 条（共済契約の申込み）第 4 項および第 16 条（共済掛金の払込方法および払込期日）第 2 項に定める「第 18 条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所」に予定していた共済掛金の<u>払込み</u>ができなかった場合、規約第 19 条（共済掛金の口座振替）第 4 項、第 6 項および第 7 項、ならびに規約第 115 条（共済掛金の払込み）第 2 項の規定にかかわらず、この会が指定する払込票またはクレジットカード等で共済掛金を払い込むこと（以下「払込票扱い」といいます。）ができます。2 つ以上の共済契約の共済掛金を合算して払い込む場合、共済契約者は対象となる共済契約を指定したうえで、共済掛金を払い込むことができます。ただし、この会の会員が共済掛金の払込票扱いに対応しており、かつこの会の会員ごとに定める払込経路による場合に限ります。</p> <p>2. 初回掛金の払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 支払期限は、規約第 12 条（共済契約の申込み）第 4</p>	<p>(共済掛金が未払となった場合の払込票扱い)</p> <p>第 14 条 共済契約者は、規約第 12 条（共済契約の申込み）第 4 項および第 16 条（共済掛金の払込方法および払込期日）第 2 項に定める「第 18 条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所」に予定していた共済掛金の<u>払い込み</u>ができなかった場合、規約第 19 条（共済掛金の口座振替）第 4 項、第 6 項および第 7 項、ならびに規約第 115 条（共済掛金の払込み）第 2 項の規定にかかわらず、この会が指定する払込票またはクレジットカード等で共済掛金を払い込むこと（以下「払込票扱い」といいます。）ができます。2 つ以上の共済契約の共済掛金を合算して払い込む場合、共済契約者は対象となる共済契約を指定したうえで、共済掛金を払い込むことができます。ただし、この会の会員が共済掛金の払込票扱いに対応しており、かつこの会の会員ごとに定める払込経路による場合に限ります。</p> <p>2. 初回掛金の払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 支払期限は、規約第 12 条（共済契約の申込み）第 4</p>

新条文	旧条文
<p>項に定めるとおりとします。</p> <p>(2) 翌月以降払い込むべき共済掛金がある場合でも、初回掛金のみを払込票扱いで払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第19条（共済掛金の口座振替）第2項に定める初回掛金の振替日に共済掛金の<u>払込み</u>がされたものとみなします。</p> <p>3. 第2回目以後の共済掛金における払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 支払期限は、規約第17条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間の最終日とします。</p> <p>(2) 月払の場合で、複数回において共済掛金の<u>払込み</u>ができていないときでも、未払込共済掛金を合算せず、払込月数を指定し、共済掛金を払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第19条（共済掛金の口座振替）第2項に定める第2回目以後の共済掛金の振替日に共済掛金の<u>払込み</u>がされたものとみなします。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>項に定めるとおりとします。</p> <p>(2) 翌月以降払い込むべき共済掛金がある場合でも、初回掛金のみを払込票扱いで払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第19条（共済掛金の口座振替）第2項に定める初回掛金の振替日に共済掛金の<u>払い込み</u>がされたものとみなします。</p> <p>3. 第2回目以後の共済掛金における払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 支払期限は、規約第17条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間の最終日とします。</p> <p>(2) 月払の場合で、複数回において共済掛金の<u>払い込み</u>ができていないときでも、未払込共済掛金を合算せず、払込月数を指定し、共済掛金を払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第19条（共済掛金の口座振替）第2項に定める第2回目以後の共済掛金の振替日に共済掛金の<u>払い込み</u>がされたものとみなします。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>(この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度)</p> <p>第17条 規約第44条（基本契約共済金額）、第49条（疾病入院特約共済金額）、第54条（歳満期型疾病入院特約共済金額）、第68条（災害入院特約共済金額）および第73条（歳満期型災害入院特約共済金額）の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとします。</p>	<p>(この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度)</p> <p>第17条 規約第44条（基本契約共済金額）、第49条（疾病入院特約共済金額）、第54条（歳満期型疾病入院特約共済金額）、第68条（災害入院特約共済金額）および第73条（歳満期型災害入院特約共済金額）の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとします。</p>

新条文	旧条文
<p>(1) 疾病にかかる入院共済金額（疾病入院共済金額および歳満期型疾病入院共済金額。以下 <b>〔削除〕</b> この号では総じて「疾病入院共済金額」といいます。）および災害にかかる入院共済金額（災害入院共済金額および歳満期型災害入院共済金額。以下 <b>〔削除〕</b> この号では総じて「災害入院共済金額」といいます。）</p> <p>生命共済またはこの会の実施することも共済および終身共済（以下 <b>〔削除〕</b> 「終身共済」といいます。）と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額それぞれ 23,000 円とします。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、発効日において第 6 条（共済金額を制限する職業）に定める職業に従事している者の共済金額の最高限度は、終身共済と通算して死亡共済金額および重度障害共済金額 1,000 万円、疾病入院共済金額および災害入院共済金額それぞれ 5,000 円とします。（65 歳以上専用歳満期型の死亡共済金額、歳満期型疾病入院共済金額および歳満期型災害入院共済金額は含みません。）</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>(1) 疾病にかかる入院共済金額（疾病入院共済金額および歳満期型疾病入院共済金額。以下 <u>  </u> この号では総じて「疾病入院共済金額」といいます。）および災害にかかる入院共済金額（災害入院共済金額および歳満期型災害入院共済金額。以下 <u>  </u> この号では総じて「災害入院共済金額」といいます。）</p> <p>生命共済またはこの会の実施することも共済および終身共済（以下 <u>  </u> 「終身共済」といいます。）と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額それぞれ 23,000 円とします。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、発効日において第 6 条（共済金額を制限する職業）に定める職業に従事している者の共済金額の最高限度は、終身共済と通算して死亡共済金額および重度障害共済金額 1,000 万円、疾病入院共済金額および災害入院共済金額それぞれ 5,000 円とします。（65 歳以上専用歳満期型の死亡共済金額、歳満期型疾病入院共済金額および歳満期型災害入院共済金額は含みません。）</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>（移行契約）</p> <p>第 19 条 <b>〔中略〕</b></p> <p>6. この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、<u>取り消され</u>、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして<u>取り扱</u>います。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>（移行契約）</p> <p>第 19 条 <b>〔中略〕</b></p> <p>6. この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、<u>取消され</u>、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして<u>取扱</u>います。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>（更新または更改契約における発効前の共済事故の取扱い）</p> <p>第 28 条 この会は、規約第 15 条（共済契約の更新および更改）</p>	<p>（更新または更改契約における発効前の共済事故の取扱い）</p> <p>第 28 条 この会は、規約第 15 条（共済契約の更新および更改）</p>

新条文	旧条文
<p>に定める更新または更改の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合において、従前の契約では規約第 20 条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）第 1 項に定める特約と同種の共済金を支払う特約を付帯しておらず、<u>あらたに</u>同項に定める特約を付帯したときは、その特約について、同条を準用し、共済期間中の事由とみなして共済金を支払います。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>に定める更新または更改の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合において、従前の契約では規約第 20 条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）第 1 項に定める特約と同種の共済金を支払う特約を付帯しておらず、<u>新たに</u>同項に定める特約を付帯したときは、その特約について、同条を準用し、共済期間中の事由とみなして共済金を支払います。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>（更新または更改契約における共済金支払いの取扱い） 第 29 条 <b>〔中略〕</b></p> <p>4. 被共済者が生命共済事業細則別表第 1 「共済契約の型」に定める更新・更改可能年齢もしくは更新可能年齢の範囲外となり、満了する共済契約と同一内容で共済契約の更新ができず、定期生命共済の契約に移行し、共済金額の変更や<u>あらたな</u>特約の付帯をともなう場合において、この会は、その共済金額の増額分について、規約第 46 条（死亡共済金および重度障害共済金）第 2 項、第 57 条（歳満期型疾病入院共済金）第 2 項および第 66 条（歳満期型疾病手術共済金）第 2 項の規定は適用しないことができます。</p>	<p>（更新または更改契約における共済金支払いの取扱い） 第 29 条 <b>〔中略〕</b></p> <p>4. 被共済者が生命共済事業細則別表第 1 「共済契約の型」に定める更新・更改可能年齢もしくは更新可能年齢の範囲外となり、満了する共済契約と同一内容で共済契約の更新ができず、定期生命共済の契約に移行し、共済金額の変更や<u>新たな</u>特約の付帯をともなう場合において、この会は、その共済金額の増額分について、規約第 46 条（死亡共済金および重度障害共済金）第 2 項、第 57 条（歳満期型疾病入院共済金）第 2 項および第 66 条（歳満期型疾病手術共済金）第 2 項の規定は適用しないことができます。</p>
<p>（重度障害の取扱い） 第 31 条 規約別表第 1 「重度障害の定義」における「身体障害」には、不慮の事故等を直接の原因とする非器質性精神障害を<u>含みます</u>。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>（重度障害の取扱い） 第 31 条 規約別表第 1 「重度障害の定義」における「身体障害」には、不慮の事故等を直接の原因とする非器質性精神障害を<u>含むものとし</u>ます。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>（障害等級の認定） 第 32 条 規約第 46 条（死亡共済金および重度障害共済金）に</p>	<p>（障害等級の認定） 第 32 条 規約第 46 条（死亡共済金および重度障害共済金）にお</p>

新条文	旧条文
<p>おける重度障害の等級の認定にあたっては、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年 <u>9</u>月 <u>1</u>日労働省令第 22 号）第 14 条（障害等級等）第 2 項から第 4 項に準じておこないます。</p>	<p>ける重度障害の等級の認定にあたっては、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年 <u>9</u>月 <u>1</u>日労働省令第 22 号）第 14 条（障害等級等）第 2 項から第 4 項に準じておこないます。</p>
<p>（入院および通院の定義）  第 33 条 <b>〔中略〕</b>  3. 規約第 96 条（がん特約通院共済金）における「通院」とは、医師による治療が必要であるため、病院または診療所に通うことまたは往診その他これに類する手段により、診察、投薬、処置、手術その他の治療を医師の指示により受けることをいい、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、<u>受取り</u>のみの場合は通院には該当しません。  <b>〔以下略〕</b></p>	<p>（入院および通院の定義）  第 33 条 <b>〔中略〕</b>  3. 規約第 96 条（がん特約通院共済金）における「通院」とは、医師による治療が必要であるため、病院または診療所に通うことまたは往診その他これに類する手段により、診察、投薬、処置、手術その他の治療を医師の指示により受けることをいい、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、<u>受取</u>のみの場合は通院には該当しません。  <b>〔以下略〕</b></p>
<p>（病院または診療所の定義）  第 34 条 <u>第 33 条（入院および通院の定義）第 1 項、第 3 項、第 60 条（疾病入院共済金に関する見舞金の取扱い）第 1 項第 1 号および第 2 号、</u>規約第 51 条（疾病入院共済金）第 1 項、第 52 条（疾病長期入院共済金）第 1 項、第 57 条（歳満期型疾病入院共済金）第 1 項、第 70 条（災害入院共済金）第 1 項、第 71 条（災害長期入院共済金）第 1 項、第 76 条（歳満期型災害入院共済金）第 1 項、第 93 条（がん特約入院共済金）第 1 項、第 96 条（がん特約通院共済金）第 1 項および第 97 条（がん特約治療共済金）第 1 項第 2 号における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者の収容施設をもつ診療所です。</p>	<p>（病院または診療所の定義）  第 34 条 <b>〔挿入〕</b>規約第 51 条（疾病入院共済金）第 1 項、第 52 条（疾病長期入院共済金）第 1 項、第 57 条（歳満期型疾病入院共済金）第 1 項、第 70 条（災害入院共済金）第 1 項、第 71 条（災害長期入院共済金）第 1 項、第 76 条（歳満期型災害入院共済金）第 1 項、第 93 条（がん特約入院共済金）第 1 項、第 96 条（がん特約通院共済金）第 1 項および第 97 条（がん特約治療共済金）第 1 項第 2 号における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者の収容施設をもつ診療所です。</p>

新条文	旧条文
<p style="text-align: center;">〔以下略〕</p> <p>（「医師」他の定義）</p> <p>第35条 <u>第31条（重度障害の取扱い）第2項第3号、第33条（入院および通院の定義）第1項、第3項、第4項、第40条（すでに罹患していた疾病の定義）第1項第2号</u>、規約第51条（疾病入院共済金）、第57条（歳満期型疾病入院共済金）、第70条（災害入院共済金）、第76条（歳満期型災害入院共済金）、第91条（悪性新生物または上皮内新生物の診断確定）、第93条（がん特約入院共済金）および別表第1「重度障害の定義」における「医師」とは、医師法に定める医師または歯科医師法に定める歯科医師とします。なお、日本の医師または歯科医師と同等であると認められる日本国外の医師または歯科医師を含みます。</p> <p style="text-align: center;">〔以下略〕</p>	<p style="text-align: center;">〔以下略〕</p> <p>（「医師」他の定義）</p> <p>第35条 <b>〔挿入〕</b> 規約第51条（疾病入院共済金）、第57条（歳満期型疾病入院共済金）、第70条（災害入院共済金）、第76条（歳満期型災害入院共済金）、第91条（悪性新生物または上皮内新生物の診断確定）、第93条（がん特約入院共済金）および別表第1「重度障害の定義」における「医師」とは、医師法に定める医師または歯科医師法に定める歯科医師とします。なお、日本の医師または歯科医師と同等であると認められる日本国外の医師または歯科医師を含みます。</p> <p style="text-align: center;">〔以下略〕</p>
<p>（健康保険の範囲）</p> <p>第36条 第33条（入院および通院の定義）第5項、規約第61条（疾病手術共済金）第6項および第66条（歳満期型疾病手術共済金）第6項における「健康保険」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度によるものをいいます。なお、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度の適用が受けられる場合において労働者災害補償保険または自動車賠償責任保険を適用したときを含みます。</p> <p>（1）健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）</p> <p>（2）国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）</p>	<p>（健康保険の範囲）</p> <p>第36条 第33条（入院および通院の定義）第5項、規約第61条（疾病手術共済金）第6項および第66条（歳満期型疾病手術共済金）第6項における「健康保険」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度によるものをいいます。なお、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度の適用が受けられる場合において労働者災害補償保険または自動車賠償責任保険を適用したときを含みます。</p> <p>（1）健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）</p> <p>（2）国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）</p>

新条文	旧条文
<p>(3) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年 <u>5</u> 月 <u>1</u> 日法律第 128 号）</p> <p>(4) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年 <u>9</u> 月 <u>8</u> 日法律第 152 号）</p> <p>(5) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年 <u>8</u> 月 21 日法律第 245 号）</p> <p>(6) 船員保険法（昭和 14 年 <u>4</u> 月 <u>6</u> 日法律第 73 号）</p> <p>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年 <u>8</u> 月 17 日法律第 80 号）</p>	<p>(3) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年 <u>5</u> 月 <u>1</u> 日法律第 128 号）</p> <p>(4) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年 <u>9</u> 月 <u>8</u> 日法律第 152 号）</p> <p>(5) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年 <u>8</u> 月 21 日法律第 245 号）</p> <p>(6) 船員保険法（昭和 14 年 <u>4</u> 月 <u>6</u> 日法律第 73 号）</p> <p>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年 <u>8</u> 月 17 日法律第 80 号）</p>
<p>（がん特約治療共済金型およびがん特約治療共済金 2 倍型に申し込む場合の共済金額の増額の定義）</p> <p>第 42 条 規約第 37 条（告知義務違反による共済契約の解除）第 7 項および第 99 条（がん特約の無効）第 6 項に定める「増額分」とは、がん特約診断共済金型からがん特約治療共済金型およびがん特約治療共済金 2 倍型に申し込む場合においては、次の各号の<u>とおり</u>とします。</p> <p>(1) 同じ種類の共済金の共済金額が増額となる分</p> <p>(2) 規約第 97 条（がん特約治療共済金）第 1 項第 2 号の規定により支払いとする分</p> <p>(3) がん特約診断共済金のうち悪性新生物診断共済金額と、がん特約治療共済金額の差額分（ただし、がん特約治療共済金額が悪性新生物診断共済金額より大きい場合に限り。）</p>	<p>（がん特約治療共済金型およびがん特約治療共済金 2 倍型に申し込む場合の共済金額の増額の定義）</p> <p>第 42 条 規約第 37 条（告知義務違反による共済契約の解除）第 7 項および第 99 条（がん特約の無効）第 6 項に定める「増額分」とは、がん特約診断共済金型からがん特約治療共済金型およびがん特約治療共済金 2 倍型に申し込む場合においては、次の各号に<u>定めるもの</u>とします。</p> <p>(1) 同じ種類の共済金の共済金額が増額となる分</p> <p>(2) 規約第 97 条（がん特約治療共済金）第 1 項第 2 号の規定により支払いとする分</p> <p>(3) がん特約診断共済金のうち悪性新生物診断共済金額と、がん特約治療共済金額の差額分（ただし、がん特約治療共済金額が悪性新生物診断共済金額より大きい場合に限り。）</p>
<p>（感染症における事故日の取扱い）</p> <p>第 61 条 規約別表第 2「不慮の事故等の定義とその範囲」第 3 項に定める感染症については、当該感染症に罹患したことが判明した検査の実施日を規約および細則における不慮の事故等が発生した日として<u>取り扱</u>います。</p>	<p>（感染症における事故日の取扱い）</p> <p>第 61 条 規約別表第 2「不慮の事故等の定義とその範囲」第 3 項に定める感染症については、当該感染症に罹患したことが判明した検査の実施日を規約および細則における不慮の事故等が発生した日として<u>取扱</u>います。</p>

新条文	旧条文
<p>(契約者割戻金の<u>割当て</u>)  第 62 条 規約第 100 条 (契約者割戻金) 第 1 項に定める「当該事業年度末に有効な共済契約」とは、<u>当該</u>事業年度の決算日の 24 時までの効力を有する共済契約とします。</p> <p>2. 当該事業年度の決算日に有効であっても、共済掛金の<u>払込み</u>がなされていない共済契約については、共済掛金が払い込まれるまで割当対象共済契約から除きます。</p>	<p>(契約者割戻金の<u>割り当て</u>)  第 62 条 規約第 100 条 (契約者割戻金) 第 1 項に定める「当該事業年度末に有効な共済契約」とは、<b>〔挿入〕</b>事業年度の決算日の 24 時までの効力を有する共済契約とします。</p> <p>2. 当該事業年度の決算日に有効であっても、共済掛金の<u>払い込み</u>がなされていない共済契約については、共済掛金が払い込まれるまで割当対象共済契約から除きます。</p>
<p>(据置割戻金に対する利息)  第 63 条 規約第 100 条 (契約者割戻金) 第 2 項に定める「割当日」とは、当該事業年度の決算日の翌日をいい、割当日から 1 年以上据え置いた据置割戻金には、据置利息を<u>つけます</u>。</p>	<p>(据置割戻金に対する利息)  第 63 条 規約第 100 条 (契約者割戻金) 第 2 項に定める「割当日」とは、当該事業年度の決算日の翌日をいい、割当日から 1 年以上据え置いた据置割戻金には、据置利息を<u>つけるもの</u>とします。</p>
<p>(電磁的方法による共済契約の申込み)  第 66 条 <b>〔中略〕</b></p> <p>2. 前項の場合、共済契約申込者は、規約第 19 条 (共済掛金の口座振替) 第 4 項の規定にかかわらず、<u>払込み</u>ができなかった初回掛金を翌月以降払い込むべき共済掛金と合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、同第 2 項に規定する振替日に共済掛金の<u>払込み</u>がされたものとみなします。なお、この<u>払込み</u>ができなかった場合の取扱いは、同第 4 項の規定を準用します。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>(電磁的方法による共済契約の申込み)  第 66 条 <b>〔中略〕</b></p> <p>2. 前項の場合、共済契約申込者は、規約第 19 条 (共済掛金の口座振替) 第 4 項の規定にかかわらず、<u>払い込み</u>ができなかった初回掛金を翌月以降払い込むべき共済掛金と合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、同第 2 項に規定する振替日に共済掛金の<u>払い込み</u>がされたものとみなします。なお、この<u>払い込み</u>ができなかった場合の取扱いは、同第 4 項の規定を準用します。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>(電磁的方法による共済契約の手続き)  第 67 条 共済契約者は、次に掲げる事項については、この会<u>の</u><u>定める所定の書面</u>の提出に代えて、次項、第 3 項、第</p>	<p>(電磁的方法による共済契約の手続き)  第 67 条 共済契約者は、次に掲げる事項については、この会<u>所</u><u>定の書類またはこの会が定める書式</u>の提出に代えて、次</p>

新条文	旧条文
<p>4項または第5項に定める方法により手続きをおこなうことができます。</p> <p>(1) 規約第9条（共済金受取人）第4項に定める死亡共済金受取人の指定または変更</p> <p>(2) 規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項に定める指定代理請求人の指定または変更</p> <p>(3) 規約第23条（共済契約者の通知義務）第1項に定める共済契約者等の氏名の変更</p> <p>(4) 規約第23条（共済契約者の通知義務）第1項に定める住所の変更</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>項、第3項、第4項または第5項に定める方法により手続きをおこなうことができます。</p> <p>(1) 規約第9条（共済金受取人）第4項に定める死亡共済金受取人の指定または変更</p> <p>(2) 規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項に定める指定代理請求人の指定または変更</p> <p>(3) 規約第23条（共済契約者の通知義務）第1項に定める共済契約者等の氏名の変更</p> <p>(4) 規約第23条（共済契約者の通知義務）第1項に定める住所の変更</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）</p> <p>第68条 共済契約者はこの会の定める電磁的方法によりこの会に通知することで、「この会の会員の扱う電子マネーへの<b>振替え</b>」または「この会の会員の扱うポイントへの<b>振替え</b>」（以下<b>〔削除〕</b>総じて「電子マネー等への<b>振替え</b>」）とすることができます。</p> <p>2. 前項に定める電子マネー等への<b>振替え</b>による契約者割戻金の支払いは、この会の会員が電子マネー等への<b>振替え</b>による契約者割戻金の支払いに対応している場合に限ります。</p>	<p>（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）</p> <p>第68条 共済契約者はこの会の定める電磁的方法によりこの会に通知することで、「この会の会員の扱う電子マネーへの<b>振替</b>」または「この会の会員の扱うポイントへの<b>振替</b>」（以下、総じて「電子マネー等への<b>振替</b>」）とすることができます。</p> <p>2. 前項に定める電子マネー等への<b>振替</b>による契約者割戻金の支払いは、この会の会員が電子マネー等への<b>振替</b>による契約者割戻金の支払いに対応している場合に限ります。</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">（2011年7月14日細則一部改正）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1. この細則は2011年<b>9月1日</b>より施行します。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">（2011年7月14日細則一部改正）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1. この細則は2011年<b>9月1日</b>より施行します。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（2024年（令和6年）5月30日細則一部改正）</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>〔新設〕</b></p>

新条文			旧条文																																																
<u>(施行期日)</u> <u>1. この細則は2024年9月1日より施行します。</u>																																																			
別表第1 共済契約の型 〔中略〕 3. がん特約における共済契約の型			別表第1 共済契約の型 〔中略〕 3. がん特約における共済契約の型																																																
<p>がん特約は単独では申込みできません。上記の1. 生命型における共済契約の型もしくは2. 入院付生命型における共済契約の型に対し、被共済者1人につき1つのみ任意に付帯の申込みができます。</p> <p>(1) がん特約診断共済金型</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 \ 共済契約の型</th> <th>がん特約診断50万円型</th> <th>がん特約診断100万円型</th> </tr> <tr> <th>口数</th> <th>口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>がん特約診断共済金</td> <td><u>5</u></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>がん特約入院共済金</td> <td><u>5</u></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>がん特約手術共済金</td> <td><u>5</u></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>がん特約退院共済金</td> <td><u>5</u></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>がん特約通院共済金</td> <td><u>5</u></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>発効時年齢</td> <td>満60歳～満70歳</td> <td>満18歳～満60歳*<sup>1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 がん特約診断100万円型を満60歳までに付帯した共済契約を更新または更改する場合に限り、満61歳～満70歳でも付帯の申込みができます。 ※がん診断共済金型については、同額範囲内で更新または更改する場合に限り付帯の申込みができます。</p>			区分 \ 共済契約の型	がん特約診断50万円型	がん特約診断100万円型	口数	口数	がん特約診断共済金	<u>5</u>	10	がん特約入院共済金	<u>5</u>	10	がん特約手術共済金	<u>5</u>	10	がん特約退院共済金	<u>5</u>	10	がん特約通院共済金	<u>5</u>	10	発効時年齢	満60歳～満70歳	満18歳～満60歳* <sup>1</sup>	<p>がん特約は単独では申込みできません。上記の1. 生命型における共済契約の型もしくは2. 入院付生命型における共済契約の型に対し、被共済者1人につき1つのみ任意に付帯の申込みができます。</p> <p>(1) がん特約診断共済金型</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 \ 共済契約の型</th> <th>がん特約診断50万円型</th> <th>がん特約診断100万円型</th> </tr> <tr> <th>口数</th> <th>口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>がん特約診断共済金</td> <td><u>5</u></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>がん特約入院共済金</td> <td><u>5</u></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>がん特約手術共済金</td> <td><u>5</u></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>がん特約退院共済金</td> <td><u>5</u></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>がん特約通院共済金</td> <td><u>5</u></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>発効時年齢</td> <td>満60歳～満70歳</td> <td>満18歳～満60歳*<sup>1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 がん特約診断100万円型を満60歳までに付帯した共済契約を更新または更改する場合に限り、満61歳～満70歳でも付帯の申込みができます。 ※がん診断共済金型については、同額範囲内で更新または更改する場合に限り付帯の申込みができます。</p>			区分 \ 共済契約の型	がん特約診断50万円型	がん特約診断100万円型	口数	口数	がん特約診断共済金	<u>5</u>	10	がん特約入院共済金	<u>5</u>	10	がん特約手術共済金	<u>5</u>	10	がん特約退院共済金	<u>5</u>	10	がん特約通院共済金	<u>5</u>	10	発効時年齢	満60歳～満70歳	満18歳～満60歳* <sup>1</sup>
区分 \ 共済契約の型	がん特約診断50万円型	がん特約診断100万円型																																																	
	口数	口数																																																	
がん特約診断共済金	<u>5</u>	10																																																	
がん特約入院共済金	<u>5</u>	10																																																	
がん特約手術共済金	<u>5</u>	10																																																	
がん特約退院共済金	<u>5</u>	10																																																	
がん特約通院共済金	<u>5</u>	10																																																	
発効時年齢	満60歳～満70歳	満18歳～満60歳* <sup>1</sup>																																																	
区分 \ 共済契約の型	がん特約診断50万円型	がん特約診断100万円型																																																	
	口数	口数																																																	
がん特約診断共済金	<u>5</u>	10																																																	
がん特約入院共済金	<u>5</u>	10																																																	
がん特約手術共済金	<u>5</u>	10																																																	
がん特約退院共済金	<u>5</u>	10																																																	
がん特約通院共済金	<u>5</u>	10																																																	
発効時年齢	満60歳～満70歳	満18歳～満60歳* <sup>1</sup>																																																	

新条文			旧条文				
(2) がん特約治療共済金型			(2) がん特約治療共済金型				
区分	共済契約の型	がん特約治療50万円型	がん特約治療100万円型	区分	共済契約の型	がん特約治療50万円型	がん特約治療100万円型
		口数	口数			口数	口数
	がん特約治療共済金	5	10		がん特約治療共済金	5	10
	がん特約入院共済金	5	10		がん特約入院共済金	5	10
	がん特約手術共済金	5	10		がん特約手術共済金	5	10
	がん特約退院共済金	5	10		がん特約退院共済金	5	10
	がん特約通院共済金	5	10		がん特約通院共済金	5	10
	発効時年齢	満60歳～満70歳	満18歳～満60歳* <sup>1</sup>		発効時年齢	満60歳～満70歳	満18歳～満60歳* <sup>1</sup>
* 1 がん特約治療 100 万円型または次号のがん特約治療 200 万円型を満 60 歳までに付帯した共済契約を更新または更改する場合に限り、満 61 歳～満 70 歳でも付帯の申込みができます。			* 1 がん特約治療 100 万円型または次号のがん特約治療 200 万円型を満 60 歳までに付帯した共済契約を更新または更改する場合に限り、満 61 歳～満 70 歳でも付帯の申込みができます。				
(3) がん特約治療共済金 2 倍型			(3) がん特約治療共済金 2 倍型				
区分	共済契約の型	がん特約治療200万円型		区分	共済契約の型	がん特約治療200万円型	
		口数				口数	
	がん特約治療共済金	20			がん特約治療共済金	20	
	がん特約入院共済金	10			がん特約入院共済金	10	
	がん特約手術共済金	10			がん特約手術共済金	10	
	がん特約退院共済金	10			がん特約退院共済金	10	
	がん特約通院共済金	10			がん特約通院共済金	10	
	発効時年齢	満18歳～満60歳* <sup>1</sup>			発効時年齢	満18歳～満60歳* <sup>1</sup>	
* 1 がん特約治療 200 万円型を満 60 歳までに付帯した共済			* 1 がん特約治療 200 万円型を満 60 歳までに付帯した共済契				

新条文							旧条文						
契約を更新または更改する場合に限り、満 61 歳～満 70 歳でも付帯の申込みができます。							約を更新または更改する場合に限り、満 61 歳～満 70 歳でも付帯の申込みができます。						
4. 65 歳以上専用年満期型における共済契約の型							4. 65 歳以上専用年満期型における共済契約の型						
(1) 2013 年 9 月 1 日以前に発効する 65 歳以上専用年満期型 (2013 年 9 月 2 日以後に更新する共済期間 5 年の 65 歳以上専用年満期型を含む)							(1) 2013 年 9 月 1 日以前に発効する 65 歳以上専用年満期型 (2013 年 9 月 2 日以後に更新する共済期間 5 年の 65 歳以上専用年満期型を含む)						
共済契約の型 区分	1 型		3 型		5 型		共済契約の型 区分	1 型		3 型		5 型	
	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額		口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額
基本契約	<u>3</u>	30万円	<u>6</u>	60万円	10	100万円	基本契約	<u>3</u>	30万円	<u>6</u>	60万円	10	100万円
疾病入院特約	<u>1</u>	1,000円	<u>3</u>	3,000円	<u>5</u>	5,000円	疾病入院特約	<u>1</u>	1,000円	<u>3</u>	3,000円	<u>5</u>	5,000円
災害入院特約	<u>1</u>	1,000円	<u>3</u>	3,000円	<u>5</u>	5,000円	災害入院特約	<u>1</u>	1,000円	<u>3</u>	3,000円	<u>5</u>	5,000円
発効時年齢	満65歳 満70歳 満80歳		満65歳 満70歳 満80歳		満65歳 満70歳 満80歳		発効時年齢	満65歳 満70歳 満80歳		満65歳 満70歳 満80歳		満65歳 満70歳 満80歳	
共済契約の型 区分	医療 2 型		医療 3 型		医療 5 型		共済契約の型 区分	医療 2 型		医療 3 型		医療 5 型	
	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額		口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額
基本契約	<u>1</u>	10万円	<u>1</u>	10万円	<u>1</u>	10万円	基本契約	<u>1</u>	10万円	<u>1</u>	10万円	<u>1</u>	10万円
疾病入院特約	<u>2</u>	2,000円	<u>3</u>	3,000円	<u>5</u>	5,000円	疾病入院特約	<u>2</u>	2,000円	<u>3</u>	3,000円	<u>5</u>	5,000円
災害入院特約	<u>2</u>	2,000円	<u>3</u>	3,000円	<u>5</u>	5,000円	災害入院特約	<u>2</u>	2,000円	<u>3</u>	3,000円	<u>5</u>	5,000円

新条文			
発効時年齢	満65歳	満65歳	満65歳
	満70歳	満70歳	満70歳
	満80歳	満80歳	満80歳

旧条文			
発効時年齢	満65歳	満65歳	満65歳
	満70歳	満70歳	満70歳
	満80歳	満80歳	満80歳

※これらの共済契約の型は、満了する共済契約と同一内容で更新する場合または共済契約の一部を解約する場合のみ選択できます。

※これらの共済契約の型は、満了する共済契約と同一内容で更新する場合または共済契約の一部を解約する場合のみ選択できます。

(2) 2013年9月2日以後に発効する65歳以上専用年満期型

(2) 2013年9月2日以後に発効する65歳以上専用年満期型

共済契約の型 区分	3型		5型	
	口数	共済金額	口数	共済金額
基本契約	<u>6</u>	60万円	10	100万円
疾病入院特約	<u>3</u>	3,000円	<u>5</u>	5,000円
災害入院特約	<u>3</u>	3,000円	<u>5</u>	5,000円
発効時年齢	満65歳 満70歳 満80歳		満65歳 満70歳 満80歳	

共済契約の型 区分	3型		5型	
	口数	共済金額	口数	共済金額
基本契約	<u>6</u>	60万円	10	100万円
疾病入院特約	<u>3</u>	3,000円	<u>5</u>	5,000円
災害入院特約	<u>3</u>	3,000円	<u>5</u>	5,000円
発効時年齢	満65歳 満70歳 満80歳		満65歳 満70歳 満80歳	

共済契約の型 区分	医療2型		医療3型		医療5型	
	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額
基本契約	<u>1</u>	10万円	<u>1</u>	10万円	<u>1</u>	10万円
疾病入院特約	<u>2</u>	2,000円	<u>3</u>	3,000円	<u>5</u>	5,000円
災害入院特約	<u>2</u>	2,000円	<u>3</u>	3,000円	<u>5</u>	5,000円

共済契約の型 区分	医療2型		医療3型		医療5型	
	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額
基本契約	<u>1</u>	10万円	<u>1</u>	10万円	<u>1</u>	10万円
疾病入院特約	<u>2</u>	2,000円	<u>3</u>	3,000円	<u>5</u>	5,000円
災害入院特約	<u>2</u>	2,000円	<u>3</u>	3,000円	<u>5</u>	5,000円

新条文				旧条文			
発効時年齢	満65歳	満65歳	満65歳	発効時年齢	満65歳	満65歳	満65歳
	満70歳	満70歳	満70歳		満70歳	満70歳	満70歳
	満80歳	満80歳	満80歳		満80歳	満80歳	満80歳
※医療2型、医療3型および医療5型は、満了する共済契約と同一内容で更新する場合または共済契約の一部を解約する場合のみ選択できます。 <b>〔以下略〕</b>				※医療2型、医療3型および医療5型は、満了する共済契約と同一内容で更新する場合または共済契約の一部を解約する場合のみ選択できます。 <b>〔以下略〕</b>			